

○総務省
国土交通省 令第一号

運輸事業の振興の助成に関する法律（平成二十三年法律第一百号）第二条第二項の規定に基づき、
運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務大臣 林 芳正

国土交通大臣 金子 恭之

運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則の一部を改正する省令

運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成二十三年^{総務省}国土交通省 令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(運輸事業振興助成交付金の基準額の算定)

第二条 法第一条第二項に規定する総務省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$A \times B \times C \times D \times (1 - 0.07)$$

算式の符号

[A 略]

B 交付年度の前々年度における営業用バス等の軽油使用量の総計の当該年度における徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量の総計に対する割合として国土交通大臣が定めるもの

C 交付対象者ごとに次の算式により算定した数値

算式

$$e \div (a + b + c + d)$$

算式の符号

a 営業用バス標準軽油使用量 (交付年度の前々年度以前5箇年度内の各年度における営業用バスの軽油使用量の合計を当該各年度の9月末日における営業用バスの登録台数 (道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第4条に規定する自動車登録ファイルに登録されているものの台数をいう。以下同じ。) の合計で除したものと国土交通大臣が定めるもの。eにおいて同じ。) に交付年度の前年度の9月末日における営業用バスの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの

b 営業用トラック標準軽油使用量 (交付年度の前々年度以前5箇年度内の各年度における営業用トラックの軽油使用量の合計を当該各年度の9月末日における営業用トラックの登録台数の合計で除したものと国土交通大臣が定めるもの。eにおいて同じ。) に交付年度の前年度の9月末日における営業用トラックの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの

c 自家用バス標準軽油使用量 (交付年度の前々年度以前5箇年度内の各年度における自家用バスの軽油使用量の合計を当該各年度の9月末日における自家用バスの登録台数の合計で除したものと国土交通大臣が定めるもの) に交付年度の前年度の9月末日における自家用バスの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの

d 自家用トラック標準軽油使用量 (交付年度の前々年度以前5箇年度内の各年度における自家用トラックの軽油使用量の合計を当該各年度の9月末日における自家用トラックの登録台数の合計で除したものと国土交通大臣が定めるもの) に交付年度の前年度の9月末日における当該都道府県内の自家用トラックの登録台数を乗じたもの

(運輸事業振興助成交付金の基準額の算定)

第二条 法第二条第二項に規定する総務省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$A \times B \times C \times D \times (1 - 0.07)$$

算式の符号

[A 同左]

B 交付年度の前々年度における営業用バス等の軽油使用量の総計の当該年度における徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量の総計に対する割合として総務大臣が定めるもの

C 交付対象者ごとに次の算式により算定した数値

算式

$$e \div (a + b + c + d)$$

算式の符号

a 営業用バスの標準軽油使用量 (営業用バス、営業用トラック、自家用バス又は自家用トラックごとに交付年度の前々年度以前5箇年度内の各年度における当該自動車の軽油使用量の合計を当該各年度の9月末日における当該自動車の登録台数 (道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第4条に規定する自動車登録ファイルに登録されているものの台数をいう。以下同じ。) の合計で除したものと総務大臣が定めるもの。以下同じ。) に交付年度の前年度の9月末日における営業用バスの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの

b 営業用トラックの標準軽油使用量に交付年度の前年度の9月末日における営業用トラックの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの

c 自家用バスの標準軽油使用量に交付年度の前年度の9月末日における自家用バスの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの

d 自家用トラックの標準軽油使用量に交付年度の前年度の9月末日における当該都道府県内の自家用トラックの登録台数を乗じたもの

<p>e 交付対象者のうち、営業用バスを用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とするもの又は当該事業を営む地方公共団体にあつては<u>営業用バスの登録台数</u>に交付年度の前年度の9月末日における交付対象者に係る<u>営業用バスの登録台数</u>を乗じたもの、営業用トラックを用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とするものにあつては<u>営業用トラック標準軽油使用量</u>に交付年度の前年度の9月末日における交付対象者に係る<u>営業用トラックの登録台数</u>を乗じたもの</p> <p>D 平成6年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として算定するために<u>乗すべき数値として国土交通大臣</u>が定めるもの</p>	<p>e 交付対象者のうち、営業用バスを用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とするもの又は当該事業を営む地方公共団体にあつては<u>営業用バスの標準軽油使用量</u>に交付年度の前年度の9月末日における交付対象者に係る<u>営業用バスの登録台数</u>を乗じたもの、営業用トラックを用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とするものにあつては<u>営業用トラックの標準軽油使用量</u>に交付年度の前年度の9月末日における交付対象者に係る<u>営業用トラックの登録台数</u>を乗じたもの</p> <p>D 平成6年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として算定するために<u>乗すべき数値として総務大臣</u>が定めるもの</p>
<p>備考 表中の「」の記号は出記による。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第九号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則第二条の規定は、令和九年度以降の運輸事業振興助成交付金について適用し、令和八年度の運輸事業振興助成交付金については、なお従前の例による。